

令和5年(フ)第7060号

決 定

東京都渋谷区神泉町8番16号
債務者(破産者) 株式会社プラスアルファ
代表者代表取締役 渡辺 真人

主 文

債務者株式会社プラスアルファについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都中央区八重洲2-8-7 福岡ビル9階 阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士 田口 和幸
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日

令和6年4月23日午後1時

令和5年11月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 南 雲 大 輔

これは正本である。

令和5年11月10日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 御園生 隆 史



令和5年(フ)第7061号

決 定

東京都立川市曙町2丁目34番6号
債務者(破産者) マックスアルファ株式会社
代表者代表取締役 渡辺 真人

主 文

債務者マックスアルファ株式会社について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都中央区八重洲2-8-7 福岡ビル9階 阿部・井
窪・片山法律事務所
弁護士 田口 和幸
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日

令和6年4月23日午後1時

令和5年11月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 南 雲 大 輔

これは正本である。

令和5年11月10日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 御園生 隆 史

